路線名　東九州自動車道
道路の区域
区間　曽於市末吉町深川字塩硝ヶ谷南九八二八番二から同市末吉町諏訪方字桐木一六四番まで
変更前後別　敷地の幅員（メートル）　延長（メートル）
前　最大　三六三　最小　四一
後　最大　二〇三　最小　一五五　四八七

○国土交通省告示第百九十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　東北横断自動車道いわき新潟線
道路の区域
区間　新潟市秋葉区福島字稲葉四三三番二から同市秋葉区川口字丙九三五番三まで
変更前後別　敷地の幅員（メートル）　延長（メートル）
前　最大　五五　最小　二五
後　最大　七三　最小　三七　五九五

○国土交通省告示第百九十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　北陸自動車道
道路の区域
区間　上越市大潟区蜘ヶ池字観音山外一八二六番二から同市大潟区蜘ヶ池字観音山外一八二六番二まで
変更前後別　敷地の幅員（メートル）　延長（メートル）
前　最大　一七八　最小　一五六
後　最大　一七八　最小　一七七　一〇

○国土交通省告示第百九十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　北陸自動車道
道路の区域
区間　福井県南条郡南越前町上野四三字駄小屋一番二から同県南条郡南越前町牧谷三六字東渡り下四番四まで
変更前後別　敷地の幅員（メートル）　延長（メートル）
前　最大　一〇〇　最小　四二　三四〇
後　最大　一〇〇　最小　四二

○国土交通省告示第百九十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年三月一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号　第4429号
物件の名称　個人装具（安全灯及びおのを除く。）
物件の型式　ＫＢ－Ｓ　１型
製造者の名称　小林防火服株式会社
型式変更の内容　一つの変更

○国土交通省告示第百九十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年三月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号　第4973号
物件の名称　ナブテックス受信機（日本語用）
物件の型式　ＮＣＲ－733
製造者の名称　日本無線株式会社
製造者の住所　東京都三鷹市下連雀５丁目１番１号

○防衛省告示第五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年三月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年四月一日から平成二十二年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年三月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日、祝日及び祝日振替休日を除く。

区域　北陸前沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間
(ア)　北緯三八度五一分一一秒　東経一四二度二一分四七秒
(イ)　北緯三八度四四分一一秒　東経一四二度三一分四七秒